

第三十九号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二千九百四億九千九百四十七万七千円」を「二千九百二十四億一千二十五万円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、百八十七億四千三百十万八千円は特別区への貸付けに、二千七百三十六億六千七百十四万二千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改める必要がある。